

消費者教育コーディネーター会議

行政のコーディネート機能とは

～ 消費者行政OBのチャレンジ ～

消費者教育アドバイザー／神戸市

荒木武文

“プロフィール” & “本日の課題”

【自己紹介】

👉 消費者行政9年・消費者教育22年

神戸市で、1999年～2003年(消費者保護から自立支援への消費者施策の変革期)、及び2009年～2012年(消費者庁創設から消費者教育推進法誕生期)。この間を含め、他の部署でも消費者教育を実践(延べ22年)。

👉 文部科学省 消費者教育アドバイザー(2013年～)の紹介内容から

住民に密着した立場で消費者問題に長年携わり、高齢者、障がい者対応や教育委員会、大学運営も経験。大学・地域・各種団体・教員研修等の講師や、国・自治体の委員も務める。つながり・気づき・協働を大切に若年者対策も含め、現場で培った経験を基に、実践的な消費者教育を共に考える。

👉 現職：神戸市立小磯記念美術館事務室長

消費者教育の指導・助言・コーディネートや講師も務めながら、「アートで消費者教育」を企画中。アートに触れて創造力を高め、消費者力につなげたい！

【本日の課題：コーディネーターの悩みに応える一助に】

- ◎ 多様な関係者や場をつなぐには、どのすれば良いか
- ◎ 「気づき」「やる気」につながるヒントがほしい
- ◎ 人が代わっても続けていけるように・・・
- ◎ 活動できる仕組みが必要か、無くてもどう進めていくか など

1. 消費者教育コーディネーターと行政(OB)

【役割】

行政による企画・立案と総合的な調整の下、**具体的な施策を効果的かつ機動的に実現**するため、多様な関係者をつなぐ専任のコーディネート業務を担う。

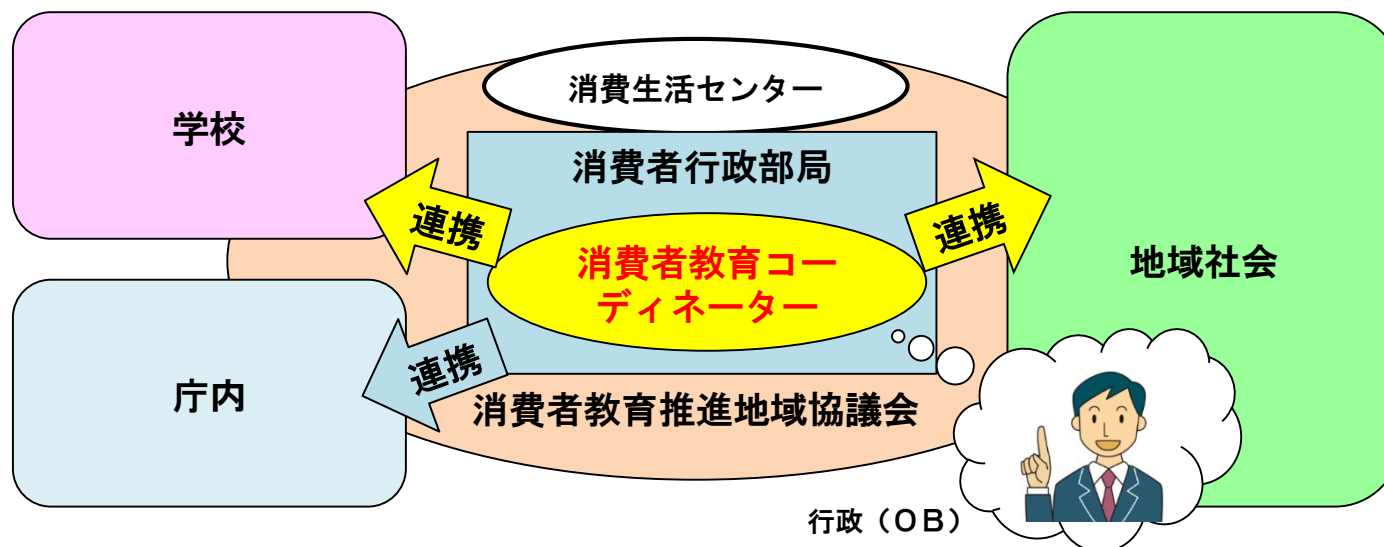
【条件】

消費者教育に関する専門性 ⇒ 消費者問題の構造、体系的な消費者教育の意義、消費者教育により身に付けるべき力、消費者教育の具体的なイメージを理解

【類型】

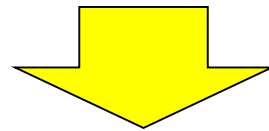
注)消費者教育推進会議「地域における消費者教育の充実に向けた連携に関する分科会 取りまとめ」より抜粋

①行政職員 ②調整機能に特化した専任者 ③実績を有する組織に委託



2. 消費者行政(OB)の特徴・経験

- ①行政施策、審議会、消費者教育推進計画、地域協議会など
- ②消費生活相談・あっせん・事業者指導
- ③消費者教育・啓発活動
- ④連携【外部】⇒国・地方自治体、消費者(団体)、事業者(団体)、警察、弁護士、学識経験者
- ⑤連携【庁内】⇒教育委員会(学校)、福祉、保健、産業、環境など
- ⑥人事異動で多様な行政経験(連携も含む)



消費者問題の構造、体系的な消費者教育の意義、消費者教育により身に付けるべき力、消費者教育の具体的なイメージを理解



【注】各ページのイラストは
消費者庁イラスト集より

3. コーディネート事例から

※ 対象に応じた消費者教育を実現するため、多様な関係者や場をつなぐ

① 大学での消費者教育 ⇒ 大学 & 多様な分野の講師

▶ 「産・官・学・消」連携による実施

- ・「産」ACAP、日本ヒーブ協議会
- ・「官」国(消費者庁、文部科学省)、地方自治体(神戸市)
- ・「学」大学(法学、経済、商学、人文など)、弁護士
- ・「消」全国消費生活相談員協会、NACS、消費生活マスター

▶ 経済学(関西学院大学)・共通教育(神戸学院大学)でのアプローチ



② 教員免許状更新講習

③ 教員研修、相談員研修、合同研修など

④ 消費者教育支援グループ(ザ・コンシューマーズ10)

⑤ 審議会委員、地域協議会委員

事例(1) 大学での消費者教育

①経済学からのアプローチ 《関西学院大学経済学部》

【科目名】経済事情E(市場経済と消費者問題) 【開講】2013年度～

【単 位】春学期 15コマ 2単位 【受講生】約150名～450名(年度により変動)

【講義のコンセプト】

市場メカニズムが十分に機能するためには公正な競争が必要不可欠であり、そのためには消費者が事業者と対等な立場で交渉、契約、取引できるよう、消費者問題の軽減・解決が必要となる。このような視点から消費者問題を考えるために、消費者・事業者・行政の立場から、市場経済と消費者問題について多方面から考察する ※カリキュラムは次ページ



②共通教育からのアプローチ 《神戸学院大学》

【科目名】現代の社会(消費者問題) 【開講】2013年度～

【単 位】後期 15コマ 2単位 【受講生】約150名～250名(年度により変動)

【講義のコンセプト】

新入生を中心に大学生としての基礎知識を身につけるため、現代の社会を理解する上で重要な課題である消費者問題を、学部の垣根を越えて習得できる場を提供する(心理学、情報をはじめ幅広い視点から)

カリキュラム例：経済事情E「市場経済と消費者問題」

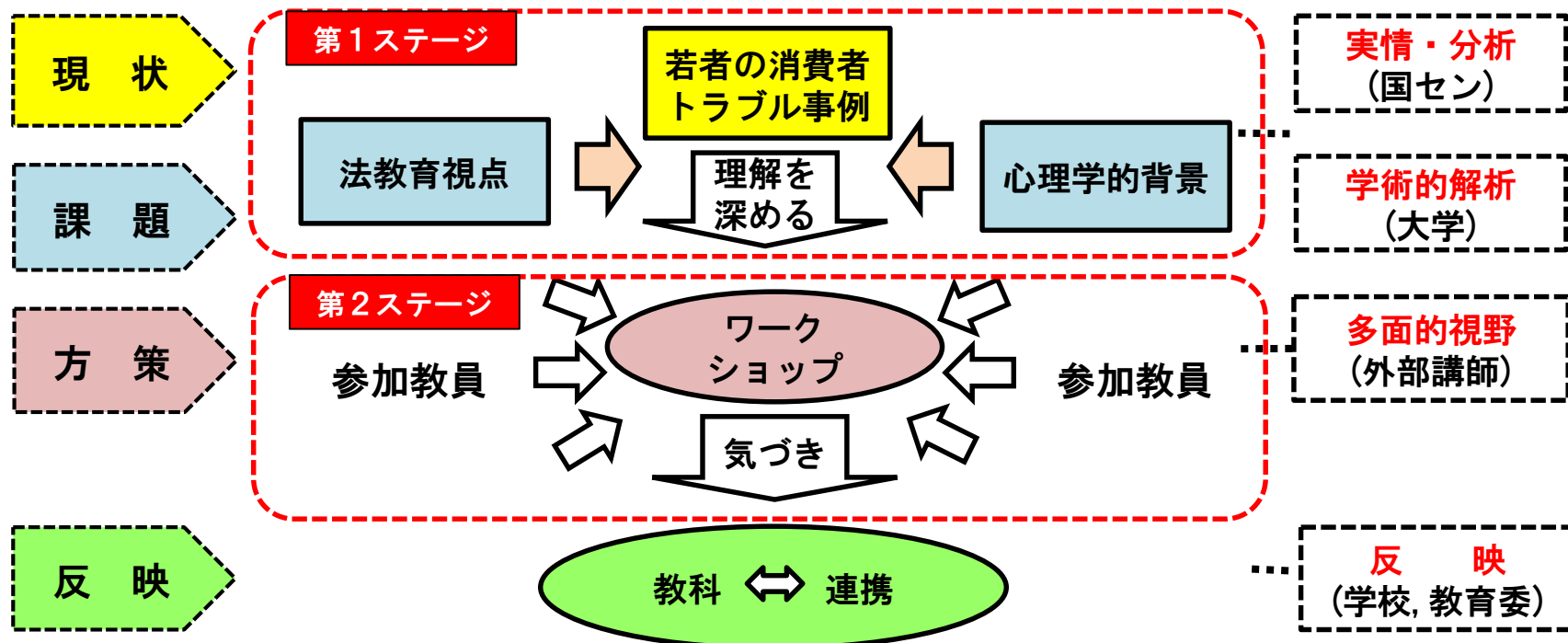
関西学院大学経済学部(2020年度)

回	テーマ	講師	主な分野			
			産	官	学	消
1	市場経済の役割	関西学院大学教授(経済)			○	
2	消費者問題とは	消費者庁 & 消費者教育アドバイザー		○		
3	経済動向と消費者問題の変遷	関西学院大学教授(経済)			○	
4	消費者法と消費生活	弁護士 (法学)			○	
5	消費者行政	神戸市		○		
6	消費者トラブルの特徴	消費生活マスター *				○
7	現代社会と消費者	消費生活マスター *				○
8	企業行動と消費者	神戸大学研究員 (商学)			○	
9	企業の消費者対応	ACAP	○			
10	企業と生活者をつなぐ	日本ヒーブ協議会	○			
11	消費行動と商品選択	NACS				○
12	消費生活相談の現状	全国消費生活相談員協会				○
13	消費者教育	神戸市		○		
14	経済発展と消費者主権	関西学院大学教授(経済)			○	
15	試験					

【注】* 消費生活マスターとは神戸市が育成した、自ら消費者問題の課題を見つけ出し解決策を提案できる人材

事例(2) 教員免許状更新講習

- 【手 法】 連携による実践 … 「大学」「国民生活センター」「外部講師」
- 【連携実績】 神戸学院大学では「産・官・学・消」連携による消費者教育を2013年から開講しており連携環境と実績がある 《共通教育科目「現代の社会(消費者問題)」》
- 【協力体制】 国民生活センターでは成年年齢引下げを踏まえ、2019年度より新たな取組として大学が実施する「教員免許状更新講習」に協力して、更なる消費者教育の推進をはかっている
- 【展 開】 大学、国民生活センター、外部講師それぞれの各専門性を結集し、若者の消費者問題の根本を相談事例から学び、そこに学術的解析を加えることで理解を深め、更にワークショップで多様な意見に触れることで問題の本質に受講者自身が「気づき」、その成果を教育現場に反映させる



事例(3) 近隣市OBの連携による消費者教育支援活動

【概要】

兵庫県下の自治体において、消費者庁創設、消費者教育推進法施行時期に消費生活センターの所長等として多様な消費者問題に対処してきた経験者が、その職を離れてから、それまで培ってきたノウハウをもとに、広域的な繋がりを軸に、消費者教育の推進を支援

【名称】

消費者教育支援グループ“ザ・コンシューマズ10(テン)”

【構成】

サポーター数は約10名

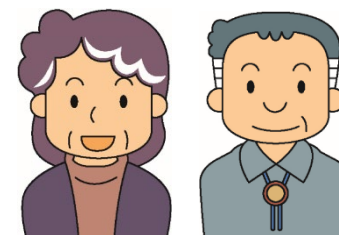
(出身は神戸市、姫路市、明石市、西宮市、尼崎市、伊丹市、川西市など)

【活動内容】

- 消費者教育推進のコーディネート役を広域的に展開(各種組織のつなぎ役)
- 消費者教育に関する指導・助言、講演会・研修会等の場づくり、講師も

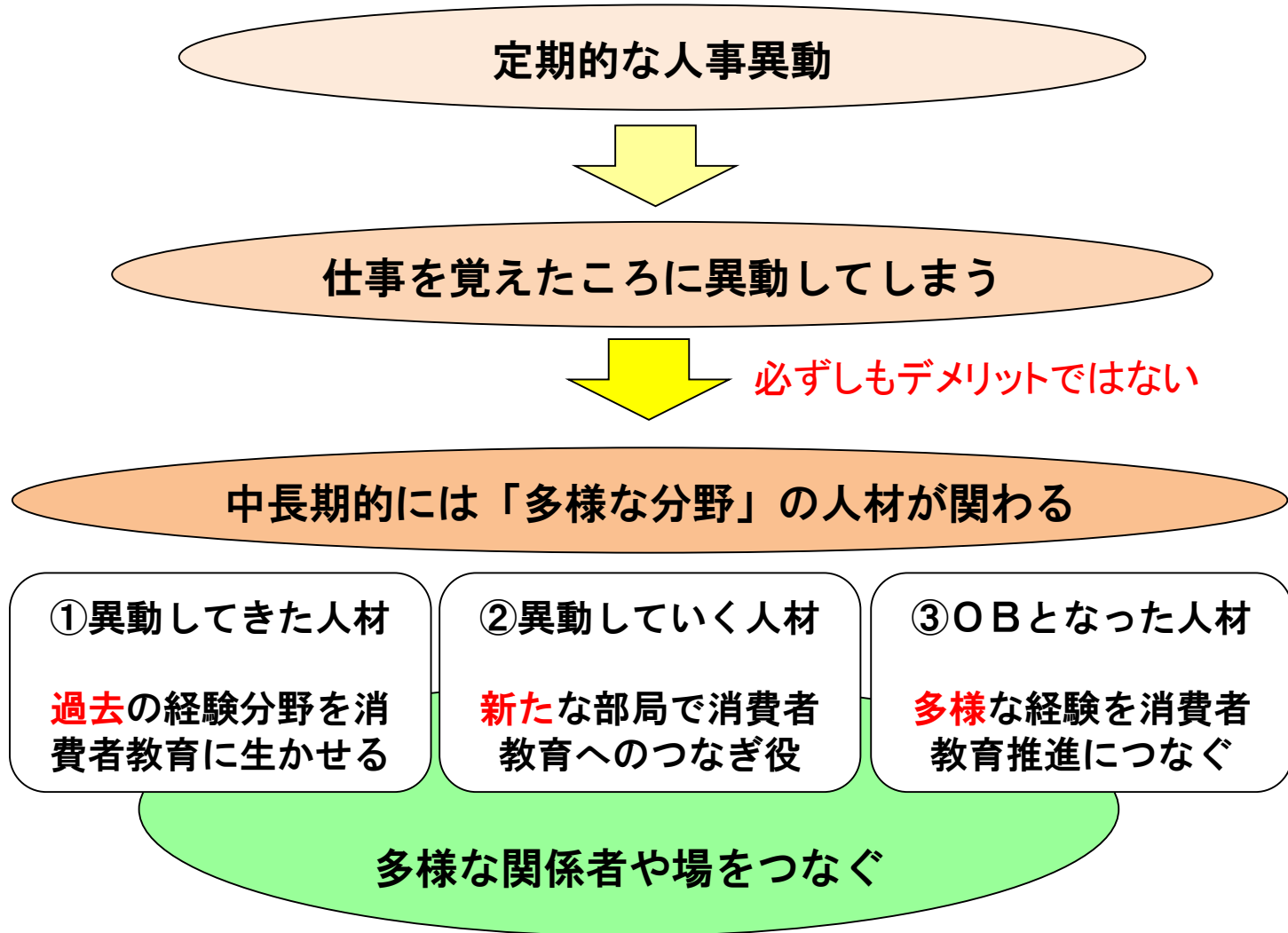
【活動事例】

- 高齢者大学、コミュニティセンターなどでの講座の企画・講師派遣(2019年度～)



4. ひとつの考察

○行政職員の特徴



- 消費者問題の構造
- 体系的な消費者教育の意義
- 消費者教育により身に付けるべき力
- 消費者教育の具体的なイメージ ⇒これらを理解